

平成 17 年 10 月 21 日

お客様各位 殿

モトローラ株式会社

輸入品ならびに純正品以外の製品の扱いに関するご注意

拝啓、平素はモトローラ製業務用無線機をご愛用いただき、誠にありがとうございます。

最近、日本以外の国で販売されている Motorola ブランドの製品や国内外の他社により製造された純正品以外のアクセサリ（バッテリー/リモートスピーカマイク等）を販売する業者が見受けられます。

弊社は、日本の規格にあったモトローラ製品を製造、販売しており、これら輸入品又は純正品以外の取り扱いにつきましては、一切、関知しておりません。

純正品以外のアクセサリを利用された場合

- 無線機の正常な運用に支障をきたす場合があります。
- 保証期間中であっても、通常の保証を受けられない場合があります。
- 正常な通話が損なわれる場合があります。
- 特に、バッテリーおよびチャージャーのご利用においては危険を伴う場合があります。
- 関連規則、法令等に抵触する場合があります。

弊社の業務用無線機はアクセサリを含めて我が国の電波法に基づき、総務省の技術基準適合証明及び工事設計認証（認証）を受けております。純正品以外のアクセサリをご使用になられた状態では、当該の認証は無効となり、厳密には弊社にて取得の認証番号を免許申請の際の工事設計書に記載されている場合、当該免許の記載事項の相違（電波法違反）となります。その状態で、当該無線機が所定の性能を発揮できない等の理由により、管理当局より何らかの指導があった場合、弊社では責任を負いかねますこと、あわせご連絡申し上げます。

皆様方には、是非、モトローラ正規代理店より純正アクセサリをご購入の上ご利用いただけます様、この場をお借りしてお願い申し上げます。

敬具